

東京都正規雇用等転換安定化支援助成金交付要綱

	30 産 労 雇 労 第 57 号
	平 成 30 年 4 月 23 日
一部改正	30 産 労 雇 労 第 1849 号
	平 成 31 年 4 月 1 日
一部改正	31 産 労 雇 労 第 1953 号
	令 和 2 年 4 月 1 日
一部改正	3 産 労 雇 労 第 182 号
	令 和 3 年 4 月 26 日
一部改正	3 産 労 雇 労 第 2171 号
	令 和 4 年 4 月 1 日
一部改正	4 産 労 雇 労 第 1933 号
	令 和 5 年 4 月 1 日
一部改正	5 産 労 雇 労 第 595 号
	令 和 5 年 6 月 19 日
一部改正	5 産 労 雇 労 第 2022 号
	令 和 6 年 4 月 1 日
一部改正	6 産 労 雇 労 第 1948 号
	令 和 7 年 4 月 1 日

(通則)

第1条 東京都正規雇用等転換安定化支援助成金（以下「助成金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及びこれに基づく依命通達（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 助成金は、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「規則」という。）に規定する転換等を講じた事業主に国が交付するキャリアアップ助成金（正社員化コース）（以下「正社員化コース」という。）と連携して、計画的な育成計画の策定など正規雇用等に転換等をした労働者が安定して働き続けられる労働環境整備を行った事業主に対し、都が助成金を交付することにより、質の良い転換等を促進するとともに、労働者の雇用安定を図ることを目的とする。

また、非正規雇用労働者の正規雇用等への転換等にあたり、新たに退職金制度及び結婚、妊娠・出産、育児に関する支援制度（以下「結婚・育児支援制度」という。）を整備、又は賃上げを実施した事業主に対し、助成金に加算して交付することにより、中小企業にお

ける雇用環境整備を一層促進させることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 事業主とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する雇用保険の適用事業の事業主をいう。
- (2) 中小企業事業主とは、正社員化コースの定める範囲と同様とする。
- (3) 転換等とは、次のアからカまでに区分するいずれかに該当する措置をいう。

ア 規則第118条の2第2項ハ（1）に規定する有期契約労働者の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換。

イ 規則第118条の2第2項ハ（2）に規定する有期契約労働者（当該事業主に雇用された期間を通算した期間が四年未満であるものに限る。）の無期契約労働者への転換。

ウ 規則第118条の2第2項ハ（3）に規定する無期契約労働者の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換。

エ 規則第118条の2第2項ハ（4）に規定する指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結しているものに限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員としての雇入れ。

オ 規則第118条の2第2項ハ（5）に規定する指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結しているものであつて、当該派遣元事業主に雇用された期間を通算した期間が四年未満であるものに限る。）の無期契約労働者としての雇入れ（当該労働者に係る雇入れ後の賃金を、雇入れ前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

カ 規則第118条の2第2項ハ（6）に規定する指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているものに限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員としての雇入れ。

- (4) 事業所とは、雇用保険法第5条第1項に規定する雇用保険の適用事業の事業所（以下「雇用保険適用事業所」）によらず、労働者が勤務する事務所（出張所・営業所等を含む。）をいう。
- (5) 支援期間とは、第4条による交付対象事業主が第5条による対象労働者に対して第6条第1項に掲げる支援を行う3か月間の期間をいう。
- (6) メンターとは対象労働者に対し、第6条第1項第4号に掲げる支援を行うに当たり、選任された指導育成者のことをいう。

(交付対象事業主)

第4条 助成金の交付対象とする事業主（以下「交付対象事業主」という。）は、次の各号を全て満たしているものとする。

- (1) 中小企業事業主であること。
- (2) 東京労働局管内に雇用保険適用事業所があること。

- (3) 令和4年4月1日以降、交付対象労働者を転換等し、東京労働局長より交付対象労働者に係る正社員化コースについて支給決定を受けていること。
- (4) 第8条第1項による交付申請日時時点で、上記「正社員化コース」で転換等をした労働者が在職し、支援可能な状況であること。
- (5) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日付30総行革監第91号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。
- (6) 法人都民税及び法人事業税（個人事業主の場合は、個人都民税及び個人事業税）の未納がないこと。
- なお、未納とは、納付義務があるにもかかわらず未納付がある場合をいう。
- (7) 第8条第1項による交付申請日の前日から起算して5年前の日から同項による交付申請日の前日までに重大な法令違反等がないこと。
- (8) 労働関係法令について、次のアからケを満たしていること。
- ア 従業員に支払われる賃金が、東京都の地域別最低賃金額を上回っていること。
- イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に割増賃金が追加で支給されていること。
- ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間を超える時間外労働をさせていないこと。
- エ みなし労働時間制（事業場外労働のみなし労働時間制、裁量労働制）において、労使協定又は労使の合意で定めた時間が法定労働時間を超える場合、その時間が月80時間以下であること。
- オ 交付申請日の前日から起算して、過去6か月の時間外労働の平均が月80時間を超える労働者がいないこと。
- カ 第8条1項による交付申請日の前日から起算して5年前の日から同項による交付申請日の前日までに労働基準法に定める時間外労働の上限規制を順守していること。（原則として、時間外労働は月45時間以内、年360時間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間（年6か月まで）、時間外労働が年720時間以内（ただし、いずれも特別条項付きの36協定締結が必要））
- キ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないことを誓約すること。
- ク 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていること。
- ケ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。

(10) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、知事が適正でない判断した場合は本助成金の対象外とすることができる。

（対象労働者）

第 5 条 支援の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、次の各号を全て満たしているものとする。

- (1) 正社員化コースの支給要件を満たしたうえで、その支給対象となった労働者であること。
- (2) 令和 4 年 4 月 1 日以降に都内事業所において転換等された労働者であること。
- (3) 転換等された日から第 3 条第 5 号に定める 3 か月間の支援期間終了日まで、同一の事業主との間で転換又は直接雇用後の雇用区分状態が 1 年以上継続し、都内の事業所に継続して在籍している労働者であり、有期雇用労働者（期間の定めのある労働者をいう。）でないこと。

（支援事業及び交付条件）

第 6 条 交付対象事業主は支援期間中に対象労働者に対し以下の支援事業を実施すること。

- (1) 3 年間の指導育成計画書の策定
- (2) 前項の計画に基づく研修の実施
- (3) メンターの選任
- (4) メンターによる 3 回・3 日以上 の指導

2 助成金は、交付対象事業主が、対象労働者に対し、上記の各号の条件を満たした場合に交付する。

3 新たに退職金制度整備による加算の適用を受ける事業主は、前項に掲げる条件のほか、次の各号のいずれかの条件を満たしているものとする。

- (1) 交付申請日時時点で退職金制度がなく、支援期間中に、新たに退職金制度を整備し（金額を明示すること）、規定を労働基準監督署へ届出していること。
- (2) 交付申請日時時点で退職金制度がなく、支援期間中に、新たに独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部が運営する中小企業退職金共済制度（以下「中退共制度」という。）に事業主として加入すること。ただし、中退共制度への加入による加算対象となる中小企業事業主とは、中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 2 条第 1 項に規定する事業主をいう。

4 結婚・育児支援制度を整備することにより加算の適用を受ける事業主の要件は、第 2 項に掲げる条件のほか、次の各号の条件のいずれも満たしているものとする。

- (1) 次のアからカのうち、いずれか二つの結婚・育児支援制度を就業規則に規定するこ

と。

ア 結婚休暇

従業員が結婚する場合に、一労働日以上の有給休暇を取得できること。

イ 母子保健健診休暇

妊産婦である女性職員が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 12 条で定める保健指導又は健康診査を受けるための休暇を、有給休暇として取得できること。

ウ 妊娠出産休暇

産前産後の休業期間について、労働基準法第 65 条の定めを超えた休業期間を取得できること。なお、労働基準法第 65 条に定めのない期間は一労働日以上の前産後の休業期間に連続した有給休暇とすること。

エ 出産支援休暇

配偶者の出産を支援するために、一労働日以上の有給休暇を取得できること。

オ 子どもの看護等休暇

次の a 及び b の条件をいずれも満たしていること。

a 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 16 条の 2 に規定する休暇（以下「子の看護等休暇」という。）を、有給休暇として取得できること。

b 子が小学校 4 年生から 6 年生に就学している間、子の看護等休暇を、一の年度において一労働日以上、有給休暇として取得できること。

カ 一時金制度

次の（ア）から（エ）のうち、いずれか一つの一時金の支給を受けることができること。なお、一時金の支給は、現金、口座払い又は厚生労働省令で認められたデジタル払いに限るものとする。

（ア）結 婚 祝 い 金 従業員が結婚した場合に支給すること。

（イ）新居の移転に伴う一時金 従業員が結婚のために新居に移転した場合に、その費用の一部を一時金として支給すること。

（ウ）出 産 祝 い 金 従業員又は従業員の配偶者が出産した場合に支給すること。

（エ）入 学 祝 い 金 従業員の子が小学校又は中学校に入学する場合に支給すること。

（2）（1）による結婚・育児支援制度は、交付申請日時点で規定（類似の規定含む。）

がなく、支援期間中に、新たに規定を整備し、労働基準監督署へ届出していること。

（3）本加算制度を過去に申請していないこと。

5 賃上げすることにより加算の適用を受ける事業主は、第 2 項に掲げる条件のほか、次の各号の条件をいずれも満たしているものとする。

（1）対象労働者の支援期間の 2 か月目及び 3 か月目の時間当たりの賃金額を、対象労働者の支援期間の前月及び前々月の時間当たりの賃金額の平均額と比較して、各々 60 円以上増額していること。又、賃上げ後の時間当たりの賃金額が、東京都の地域

別最低賃金額を 60 円以上上回っていること。なお、時間当たりの賃金額の計算は、次のア及びイのとおりとし、厚生労働省が定める最低賃金額の計算方法を準用するものとする。

ア 支援期間の前月及び前々月の時間当たりの賃金額の平均額

対象労働者の支援期間の前月及び前々月の賃金額を、対象労働者の月の平均所定労働時間で各々除し、平均したものとする。1 円に満たない部分は切り捨てる。

イ 支援期間の 2 か月目及び 3 か月目の時間当たりの賃金額

対象労働者の支援期間の 2 か月目及び 3 か月目の賃金額を、対象労働者の月の平均所定労働時間で各々除したものとする。1 円に満たない部分は切り捨てる。

(2) 次のアからカのうち、いずれかに該当するものは、賃金の総額に含めないものとする。

ア 臨時に支払われる賃金

イ 1 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金

ウ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金

エ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金

オ 午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分

カ 実費補填である賃金及び家族の有無や毎月の勤務状況により変動する賃金

(交付金額)

第 7 条 助成金の額は対象労働者数に応じ、下記に定める金額を交付する。

交付対象労働者数	交付金額
1 人	20 万円
2 人	40 万円
3 人以上	60 万円

2 本助成金への申請は 1 年度につき 1 雇用保険適用事業所につき 3 回を限度とする。ただし、交付上限額は 1 年度につき 60 万円とする。また、同一の事業主が、同一の対象労働者について、交付決定を受けられるのは 1 回を限度とする。

3 交付対象事業主が、第 6 条第 3 項に掲げる条件を満たしている場合は、第 2 項に定める金額に加え、1 事業主あたり 1 回 10 万円を限度に加算する。

4 交付対象事業主が、第 6 条第 4 項に掲げる条件を満たしている場合は、第 2 項に定める金額に加え、1 事業主あたり 1 回 10 万円を限度に加算する。

5 交付対象事業主が、第 6 条第 5 項に掲げる条件を満たしている場合は、第 2 項に定める金額に加え、賃上げした対象労働者数に応じ、下記に定める金額を加算する。

賃上げした対象労働者数	交付金額
1 人	12 万円
2 人	24 万円
3 人以上	36 万円

(交付の申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする事業主（以下「申請事業主」という。）は、東京労働局長から申請事業主に通知した正社員化コース支給決定通知書を受理後、次に掲げる書類を指定の期日までに知事に提出する。

ただし、(5)については、新たに退職金制度整備又は結婚・育児支援制度整備による加算の適用を受ける場合のみ対象とする。

- (1) 東京都正規雇用等転換安定化支援助成金事業実施計画書兼交付申請書（様式第1号）
- (2) 正社員化コース支給申請書の写し（キャリアアップ助成金における様式第3号（別添様式1-1、1-2を含む））ただし、様式第3号は、原則として東京労働局管内の公共職業安定所の受付印があるものとする。
- (3) 正社員化コース支給決定通知書の写し（ただし、同一の支給決定通知書の写しを提出できるのは1回のみとする。）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 最新の就業規則等（労働基準監督署の受付印があるもの）
- (6) その他知事が必要とする書類

(交付決定)

第9条 知事は、前条による交付の申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは助成金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第3号）により当該交付決定の内容及びこれに付した条件について申請事業主（以下「助成事業主」という。）に通知する。

また、交付しないことを決定したときは、その旨を不交付決定通知書（様式第4号）により申請事業主に通知するものとする。

(申請の撤回)

第10条 知事は、前条の規定により通知をする場合において助成事業主が交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知の受領後14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知する。

- 2 申請事業主は、前項に規定するほか、交付申請後に申請を撤回しようとするときは、第9条に規定する交付決定の前に遅滞なく、その旨を記載した東京都正規雇用等転換安定化支援助成金申請撤回届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(遂行命令等)

第11条 知事は、助成事業の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、助成事業主が提出する報告書及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、助成事業主に対し、助成事業の運営及び経理等の状況について検査を行い、又は報告を求め、助成事業が第9条の交付決定の内容及び条件に適合しないと認めるときは、それらに従って助成事業を遂行すべきことを命じることができる。

- 2 助成事業主は、前項の規定に基づき、検査等の通知を受けたときは、これに応じなければならない。
- 3 助成事業主が第1項の命令に違反した時は、知事は助成事業主に対して助成事業の一時停止を命ずることがある。

(実績報告)

第12条 助成事業主は、第6条第1項による支援期間が終了したとき又は都の会計年度が終了したときは、次に掲げる書類を、関係書類を添えて別途知事が定める期日までに提出しなければならない。ただし、(5)から(8)については、賃上げによる加算の適用を受ける場合のみ対象とし、(9)及び(10)については、新たに結婚・育児支援制度整備による加算の適用を受ける場合のみ対象とする。

- (1) 実績報告書(様式第6号)
 - (2) 指導育成計画書(様式第6号別紙1)
 - (3) メンター選任・指導報告書(様式第6号別紙2)
 - (4) 研修実施報告書(様式第6号別紙3)
 - (5) 賃金支払実績確認表(様式第11号)
 - (6) 対象労働者の支援期間の前月及び前々月並びに支援期間の2か月目及び3か月目における賃金台帳
 - (7) 対象労働者の支援期間の前月及び前々月並びに支援期間の2か月目及び3か月目における出勤簿
 - (8) 賃上げが確認できる書類
 - (9) 結婚・育児支援制度整備確認票(様式第12号)
 - (10) 新たに結婚・育児支援制度を導入したことが確認できる就業規則等(労働基準監督署の受付印があるもの)及び就業規則(変更)届
 - (11) その他知事が必要とする書類
- 2 第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号に掲げる書類は、対象労働者が複数の場合は、対象労働者ごとに提出する。
 - 3 助成事業主は新たな退職金制度整備の加算による適用を受ける場合、第1項に掲げる書類とともに次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし(1)については、新たな退職金制度の整備による加算の適用を受ける場合、(2)については、新たな中退共制度への加入による適用を受ける場合のみ対象とする。
 - (1) 新たに退職金制度を導入したことが確認できる就業規則等(金額を明示すること、労働基準監督署の受付印があるもの)
 - (2) 新たな中退共制度への加入が確認できる対象労働者の退職金共済手帳の写し

(助成金の額の確定)

第13条 知事は、第9条により交付決定を行った場合は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、助成事業の成果が助成要件等に適合していることを認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、額の確定通知書(様式第7号)により、助成事業

主に速やかに通知する。

(助成金の支払)

第 14 条 知事は、第 9 条の規定により東京都正規雇用等転換安定化支援助成金交付決定通知書を助成事業主に通知した後、当該助成事業主に対して、当該助成事業主による請求手続に代えて支払額調書を発行し、当該支払額調書に基づき助成金を支払うものとする。

(助成金申請等の代行)

第 15 条 申請事業主は第 8 条に規定する交付申請及び第 12 条に規定する実績報告の提出代行を他機関に依頼することができる。その場合、提出代行者は委任状（様式第 10 号）を知事に提出する。

(支援状況の調査)

第 16 条 知事は、第 6 条で定める 3 年間の指導育成計画に基づいた育成内容について確認するための調査を命じることができる。

(是正のための措置)

第 17 条 知事は前条の規定による調査の結果、助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるために必要な措置を命じることができる。

(事業実施計画の変更等)

第 18 条 申請事業主は、事業主に係る事項に変更が生じた場合は、申請事業主に係る事項の変更報告書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

2 助成事業主は、第 9 条により交付決定した事業実施計画を中止する場合は、中止承認申請書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

(正社員化コースの取消に係る報告)

第 19 条 助成事業主は、正社員化コースの取消決定や返還命令があった場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 20 条 知事は、助成事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 正社員化コースの取消しや返還請求があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (3) その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) 廃業、倒産等により助成事業の実施が客観的に不可能となったとき。

- (5) 交付決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (6) その他この要綱による交付要件を満たさないことが判明したとき。
- 2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

（助成金の返還）

第 21 条 知事は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成事業主に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じる。

（違約加算金及び延滞金）

第 22 条 前条の規定により助成金の返還を命じられた助成事業主は、当該命令に係る助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 知事が助成金の返還を命じた場合において、助成事業主が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、助成事業主は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第 23 条 前条第 1 項の規定により違約加算金を命じた場合において、助成事業主の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てる。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第 24 条 第 22 条第 2 項の規定により延滞金を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（助成金の経理等）

第 25 条 助成事業主は、本助成金に係る全ての関係書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定のあった日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（非常災害の場合の措置）

第 26 条 非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の助成事業主の措置については、知事が指示するところによる。

(検査等)

第 27 条 知事は、助成事業主に対し、対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等について検査を行い、又は報告を求める事ができる。

2 助成事業主は、前項の規定に基づき、検査等の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

(各種助成金の併給調整)

第 28 条 助成金は、その交付事由と同一の事由により交付要件を満たすこととなる各種助成金のうち、国及び都が実施するもの（国及び都がほかの団体等に出えん・委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

(その他)

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 23 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 26 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。